

1 趣旨

この要領は、富士見市協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条（審査等）の規定に基づく審査等に必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

(1) 書類審査

ア 市長は、実施要綱第3条（提案者の要件）及び第4条（提案型協働事業の要件）に該当しない場合は、プレゼンテーションによる選考を行う前に、理由を付して提案された事業を却下することができる。

イ 2回目提案型協働事業及び3回目提案型協働事業については、プレゼンテーションによる選考を省略することができる。

(2) プレゼンテーションによる選考

ア 富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、審査基準に基づき、提案された事業の選考に関する意見を提出する。

イ 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）は、推進委員会の選考に関する意見を踏まえ、審査基準に基づき、提案された事業の選考を行う。

ウ 庁内委員会は、選考結果を市長へ報告する。

3 審査基準等

審査基準及び内容は、別表1に定める。

別表 1

事業の必要性	①公共的な課題の解決や地域の活性化等について、現状を把握し、市民に必要とされている事業である。
公益性及び市民サービスの向上	①成果が不特定多数の市民に波及する。 ②市民サービスの向上につながる。
具体性継続発展性	①事業計画が具体的で実現可能である。 ②予算が適切に積算されている。 ③実施までのスケジュールが適切である。
協働の必要性	①事業提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしている。 ②事業目的達成のための、事業提案者と市の協働の必要性が明確である。
発展性	①地域課題の解決や地域の活性化の創出が期待できる。
事業実施能力	①事業提案者には、事業実施のために必要な体制等がある。 ②事業提案者には、事業の実施に対する熱意があると認められる。

5 その他

(1)審査に加われない者

ア 推進委員会委員及び市職員が事業提案者の団体に所属する場合

イ 推進委員会委員及び市職員が審査に加わることが適当でない判断される場合

6 適用期日

この要領は、令和5年4月1日から適用する。